

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第151条 省略 付 則 第1条～第10条 省略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 2～15 省略 16 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0)とする。 17 省略  第10条の3～第23条 省略</p>	<p>第1条～第151条 省略 付 則 第1条～第10条 省略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。 2～15 省略 16 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第18項において同じ。</u>)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、0)とする。 17 省略 <u>18 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、0)とする。</u> 第10条の3～第23条 省略 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等) <u>第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>